

月60 時間を超える 時間外労働の 割増賃金率 が

25% > 50% に引き上げられます！



研修内容

2023年4月1日より、中小企業に対する時間外労働の割増賃金率引き上げの猶予が撤廃され、月60時間を超えた場合の残業割増賃金率が50%まで引き上げられます。月60時間超の時間外労働が常態化している場合、同様の働き方が続くと残業代が大きく増額することになってしまいます。

施行されることで、自社がどれだけの影響を受けるのか、どのような対策を行うべきかについて事前に十分な確認をしましょう。また、2024年4月から建設業・運転手・医師の時間外労働の上限規制も廃止となります。是非、この法改正セミナーをご活用ください！

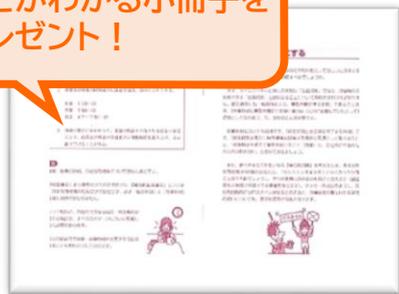
4月までに準備すべきことをお伝えします！

- 改正のポイント
- 残業代の差額はいくら？ 計算例を見てみよう
- 深夜労働との関係は？
- 休日労働との関係は？ 実は難しい「休日労働」と「時間外労働」の区別
- 60時間の数え方。具体例でカウント方法を見てみよう
- 割増賃金の代わりに代替休暇を与える方法もある
- 給与ソフトの設定はこの2点をチェック
- 割増賃金率アップだけじゃない！

「働き方改革」総まとめ

- 時間外が多い会社は要注意！
- 2024年4月1日より建設業・運転手・医師の上限規制が廃止！今から準備すること
- 今後の法律改正について

4月までに準備すべきことがわかる小冊子をプレゼント！



社会保険労務士 森田 淳子

● 日程	2023年1月26日 (木) 10時00分～12時00分 (9時30分受付開始)
● 会場	かみす防災アリーナ 〒314-0127 茨城県神栖市木崎1219番地7
● 受講料	顧問先様 無料 (1社2名まで) ※当日都合が悪い方は、後日録画した講演をWEB受講ができます。

● 申込方法 FAX送信またはWEB申し込みフォームからお申込みください。
※ ご記入いただきました個人情報は弊社主催セミナー関連以外には使用致しません。
また、管理は厳重に行い、第三者への開示等（法的義務に伴う要請を受けた場合を除く）は一切致しません。

FAXからの申し込み

下記記入欄に記載後

0299-96-9418

にFAX送信をお願いします。

FAX申し込み記入欄

Web申し込みフォームからの申し込み

下記アドレス、または右のQRコードより、申し込みフォームに入力し送信をお願いします。
<https://forms.gle/LPppeC9xGkR4LUMG7> ←こちらをクリックして下さい。



会社名		電話番号 or MAIL			
受講者名 ①	フリガナ	受講者名 ②	フリガナ		
	所属・役職		所属・役職		
参加方法 (受講者①)	会場参加 ・ WEB受講		参加方法 (受講者②)	会場参加 ・ WEB受講	

主催

社会保険労務士法人 KAN Support Office

本社：〒314-0115 茨城県神栖市知手3255-41
支店：〒310-0852 茨城県水戸市笠原町600-38
NS笠原第2ビル 2-C

TEL: 0299-96-7011
TEL: 029-244-6577
HP: <http://www.kanroumu.com/>



共催

株式会社 BLUE EARTH

本社：〒305-0047 茨城県つくば市千現2-1-6
HP: <https://www.blueearthinfo.com/>